

長崎市まちなか町家等活用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、まちなかの賑わい及び魅力向上を図るため、町家等を活用するものについて、予算の定める範囲内において、長崎市まちなか町家等活用助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町家等 建築基準法（昭和25年法律第201号）施行の日以前に建設された伝統的工法による建築物（建築物の外壁を金属板や看板等で改造したものを含み、文化財の指定を受けているものは除く。）のうち、住宅、商家、邸宅、料亭、長屋、土蔵等並びにこれらに付随する柵及び屋外広告物等をいう。
- (2) 所有者等 土地及び町家等の所有者又は当該所有者以外の者で土地及び町家等を使用する権利を有するもの並びにこれらの者から土地及び町家等の管理を委託されたものをいう。
- (3) 有効活用 小売業、飲食業、宿泊業等の用途として使用すること（マージャン屋、キャバレー、ナイトクラブ、個室付浴場業に係る公衆浴場、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するものを除く。）

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 市長が別図に定める区域において、次に掲げる要件をいずれも満たす行為を行う者（当該行為を他者に委託して行う者を含む。）であること。
 - ア 町家等を地域の魅力的な資源として有効活用することを目的として行う修繕又は復元の行為（公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分の工事を伴わないものは除く。）
 - イ まちなかに賑わいを創出する取組み
- (2) 前号に掲げる行為の対象となる町家等の所有者等であること。
- (3) 第1号アに掲げる行為について、別表第1の基準を満たすものを行う者であること。

(助成金の対象経費及び助成金の額)

第4条 助成金の対象経費及び助成金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成対象者の公募)

第5条 市長は、助成金を交付するものを別に定める方法により公募するものとする。

2 前項の規定による公募に申込みをしようとする者は、市長が定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 長崎市まちなか町家等活用事業計画書（第1号様式）
- (2) 長崎市まちなか町家等活用事業収支予算書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する市長が定める日は、当該年度の7月末日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 助成金の交付申請を行おうとする者は、事前に市長とその内容について協議を行わなければならない。

3 助成金の交付申請は、1敷地1回限りとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 助成金の交付申請をしようとする者は、当該申請時に助成対象行為に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第1項第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 長崎市まちなか町家等活用事業計画書
- (2) 長崎市まちなか町家等活用事業収支予算書
- (3) その他申請書の内容確認のために必要な書類

2 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号に規定する書類は省略する。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第4号の規定による市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施工者は、本市内に住所又は事業所を有する者であること。
- (2) 助成金の交付を受ける者は、助成金に係る経費の収支の状況を明らかにする帳簿及び関係書類等を備え、これを助成事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。
- (3) 助成の対象となった町家等の所有者等は、助成の目的を踏まえて行為の完了後10年間は当該意匠及び形態を保全する等の当該町家等の適正な管理に努めること。
- (4) 助成を受けた町家等の現状をやむを得ず変更しようとするときは、あらかじめ助成町家等現状変更届出書（第3号様式）を提出すること。また、その行為を完了又は中止したときは、助成町家等現状変更完了（中止）届出書（第4号様式）を提出すること。
- (5) 助成の対象となった町家等の所有権その他の権利を移転しようとするときは、新たな所有者へ前3号に規定する交付の条件による義務を継承するとともに、所有権等変更届出書（第5号様式）を、あらかじめ、市長に提出すること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取下げは、補助金等交付決定通知書を受領した日から10日以内に市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、助成金の対象となる行為の完了の日から20日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。

(実績報告書に添付すべき書類)

第11条 規則第12条第2号の規定により実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成後のカラー写真
- (2) 契約書の写し
- (3) その他報告書の内容確認のために必要な書類
(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第12条 第6条第4項ただし書の規定により助成金の交付申請をした交付対象者は、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを助成金の額から減額して実績報告をするとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（第6号様式）により報告しなければならない。ただし、規則第12条に規定する実績報告書を提出した後において仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は当該金額の返還を命ずる。

（事業完了後の提出書類）

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る対象事業の領収書の写しを、助成金の受領日から5日以内に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

（継続的な情報提供の協力）

第14条 事業完了後においても、事業者は事業の状況に係る情報提供に可能な範囲で協力を行うものとする。

（財産の処分の制限）

第15条 規則第19条本文に規定する市長の承認を受けようとするものは、財産処分承認申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第19条ただし書に規定する別に定める期間は、10年間とする。ただし、災害若しくは火災により使用できなくなった場合又は立地上若しくは構造上危険な状態になった場合の取壊し又は廃止については、この限りではない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

附 則(令和3年3月10日告示第133号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の長崎市まちなか町家等活用助成金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年3月16日告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

行為の対象	行為の基準
町家等	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的建築様式による風情ある意匠又は形態を保全又は形成すること。 ・既存の町家等の建設当初の意匠及び形態を尊重し、できる限り、復元に努めるものとする。
屋外広告物 (看板)	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の幅は建物の間口に調和した規模とし、素材は木、鉄等の落ち着いた素材感を持つものとする。 ・色彩や意匠は落ち着いたものとする。
設備機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・エアコン室外機等の設備機器は、通りから直接見えない位置に配置するか、目立たないよう木製の格子等で隠ぺいすること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、白、黒又は落ち着いた茶系色等、自然な素材色や低彩度色を基調とすること。

別表第2（第4条関係）

助成対象	助成対象経費	助成率	項目ごとの助成限度額	全体の助成限度額
町家等に 係わる 行為	基本設計及び実施設計に係る経費のうち外観に係る経費	3分の1	100万円	400万円
	建築物等（門、塀及び柵を除く。）の工事費のうち外観に係る経費	2分の1	400万円	
	建築設備の隠ぺい等の工事に係る経費	2分の1	50万円	
	屋外広告物の設置等に係る経費	2分の1	50万円	
	門、塀及び柵の工事に係る経費	3分の1	100万円	
上記助成対象経費は全て「公衆が自由に通行可能な道路等から容易に望見できる部分」に限る。				

第1号様式（第5条関係）

長崎市まちなか町家等活用事業計画書

年 月 日

（あて先）長崎市長

事業名	
実施者	住所 氏名 （団体の場合は、団体名及び代表者氏名） 連絡先
工事に係る事業費	円
工事実施期間	年 月 日～ 年 月 日
目的	
工事内容 実施予定場所（住所）	
活用内容 （店舗の完成イメージ説明、その他の取組みなど）	
期待される効果 （各エリアの賑わいへの効果など）	
活動の展望	

第2号様式（第5条関係）

長崎市まちなか町家等活用事業収支予算書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
合 計		

（あて先）長崎市長

届出者住 所

氏 名

助成町家等現状変更届出書

長崎市まちなか町家等活用助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

物 件 名																
所 在 地	長崎市															
行為の予定期間	年		月		日		から		年		月		日		まで	
設 計 者	住 所							電 話								
	事務所名							氏 名								
行為の種別	建 築 物	増築・改築・移転・除却・修繕・模様替え・外観の色彩の変更														
現状変更の理由																
現状変更の内容及び実施方法																
建築物の概要		届出部分	既存部分	合 計	構 造	造										
	用 途				階 数	地上 階										
	敷地面積			m ²	仕 上 材	屋 根										
	建築面積	m ²	m ²	m ²		外 壁										
	延べ面積	m ²	m ²	m ²		窓 枠										
	最高高さ	m	m	m		軒 裏										
	軒 高	m	m	m		屋 根										
	修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更	届出内容				色 彩	外 壁									
		届出部分の面積					m ²	窓 枠								
	建ぺい率	%	容 積 率				%	軒 裏								
工作物の概要	種 類					構 造										
	規 模	高さ	延長	幅	面積	仕 上 材										
		m	m	m	m ²	色 彩										
その他の物件の移転	種 類					樹 種										
	規 模	高さ	延長	幅	面積	そ の 他										
		m	m	m	m ²											

第4号様式（第8条関係）

助成町家等現状変更 完了 届出書
中止

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所

氏 名

長崎市まちなか町家等活用助成金交付要綱第8条の規定により、届け出た行為を
完了 したので、次のとおり届け出ます。
中止

物 件 名	
助成建築物等の所在地	
行 為 の 種 別	助成建築物等の修理
完 了 年 月 日 中 止	年 月 日
届 出 年 月 日	年 月 日
行為を中止したときは、 その理由	

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

届出者 住 所

氏 名

所 有 権 等 変 更 届 出 書

助成建築物等の所有権等を移転したいので、長崎市まちなか町家等活用助成金交付要綱第8条の規定により次のとおり届け出ます。

物 件 名			
所 在 地		長崎市	
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日	
変更しようとする権利の種類			
権 利 者	変 更 前	住 所	
		氏 名	
	変 更 後	住 所	
		氏 名	

第6号様式（第12条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

助成対象事業者

住所

氏名

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知（又は確定通知）があった助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、長崎市まちなか町家等活用助成金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

- | | |
|---|---|
| 1 助成金額（市長が交付決定通知（又は確定通知）により通知した額） | 円 |
| 2 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3－2） | 円 |
| 5 仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳 | |

※ 添付書類 市長が必要と認める書類

第7号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所
氏名
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

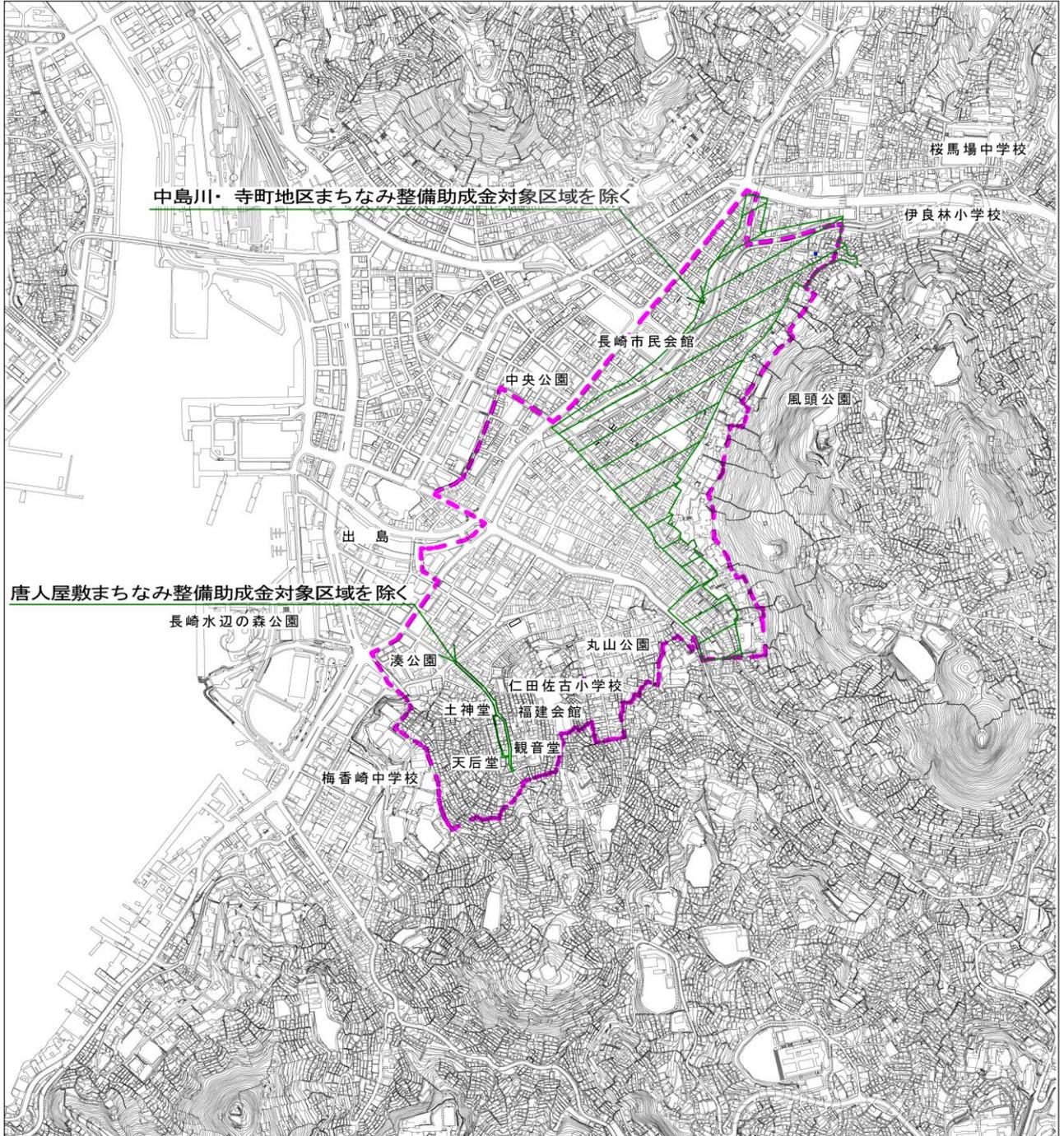
財産処分承認申請書

長崎市まちなか町家等活用助成金により取得（又は効用の増加）した財産を処分したいので、長崎市まちなか町家等活用助成金交付要綱第15条第1項第号の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 申請物件の名称
- 3 申請物件の所在地
- 4 申請物件の名称
- 5 申請物件の取得年月日
- 6 申請物件の概要
- 7 申請物件に係る事業費及び補助金
- 8 財産処分の内容
 - （1）財産処分区分
 - （2）財産処分の相手方
 - （3）財産処分の目的
 - （4）財産処分する理由
 - （5）財産処分後の管理
 - （6）財産処分の期間
 - （7）財産処分の対価
（目的外使用及び貸付けにより発生する収益も記載すること）
- 9 補助金返還額
- 10 補助金返還額の算出根拠
- 11 添付資料（位置図、平面図及びその他参考となる資料）

別図(第3条関係)



<凡 例>
[Pink dashed line] : 助成区域